

特定販売に関して厚生労働省令で定める事項を記載した書類

1 特定販売の概要

①特定販売を行う際に使用する通信手段	・インターネット ・電話 ・カタログ ・その他（ ）
②特定販売を行う医薬品の区分	・要指導医薬品（特定要指導医薬品を除く） ・第1類医薬品 ・指定第2類医薬品 ・第2類医薬品（指定第2類医薬品を除く） ・第3類医薬品 ・薬局製造販売医薬品（毒薬・劇薬を除く）
③特定販売を行う時間	（ ） : ~ : （ ） : ~ : （ ） : ~ :
④特定販売のみを行う時間（・有・無）	（ ） : ~ : （ ） : ~ : （ ） : ~ :

2 特定販売時の広告等

特定販売時の広告上の薬局又は店舗の名称	特定販売を行うことについてインターネットを利用して広告をするときの主たるホームページアドレス	主たるホームページの構成概要	
	ログインID	ログインパスワード	別添のとおり
	ログインID	ログインパスワード	別添のとおり
	ログインID	ログインパスワード	別添のとおり

※専用アプリケーションソフト等を使用する場合は、当該ソフトの入手方法等に関する資料を添付すること。

3 特定販売の実施方法に関する適切な監督を行うために必要な設備の概要

〔特定販売のみを行う時間がある場合のみ記載〕

①撮影に使用する設備	・デジタルカメラ ・カメラ付き携帯電話（スマートフォン） ・カメラ付きタブレット端末 ・その他（ ） 【メーカー名： 機種名】
②画像送信に使用する設備	・パソコン ・携帯電話（スマートフォン） ・その他（ ） 【メーカー名： 機種名】
③電話番号	（ ） -
④画像送信に使用するメールアドレス	@ @ @

4 備考

--